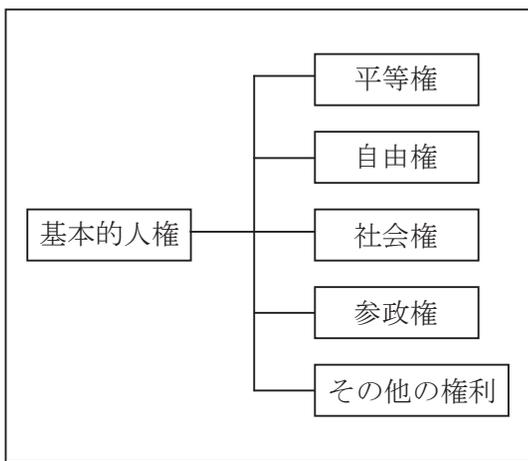


学校における 主権者教育

基本的人権

私たちが人間らしい生活をするうえで、生まれながらにしてもっている権利を基本的人権といいます。この基本的人権には様々な権利があり、大きく分類すると図のようになります。今回、参政権の一つである選挙権の取扱いが大きく変わりました。



選挙権年齢の18歳への引下げ

52・66%、これは何を表した数字でしょうか。「ピン」ときた人もい

ると思いますが、これは、平成26年12月に行われた第47回衆議院議員総選挙での投票率（総務省）です。近年、日本の国政選挙、地方選挙とも投票率は低下傾向が続いています。特に、若い世代の投票率は、他の世代に比べて低く、若者の政治参加が重要な課題となっています。そのような現状もあり、公職選挙法が改正され、選挙権を有する年齢が満18歳以上に引き下げられることになりました。（今夏に執行予定の参議院議員通常選挙が、満18歳以上の有権者が投票できる最初の選挙になる予定です。）

学校教育における取組

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とされており、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことが学校教育の目標とされています。これまでも小学校第6学年の社会科、中学校社会科（公民的分野）、高等学校の公民科において児童・生徒の政治的教養を育む教育が行われてきました。さらに、今回の改正を受け、教科等の枠を超えて有権者として政治の仕組みや原理について知ることほもちろん、「課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力」や「自分の考えを

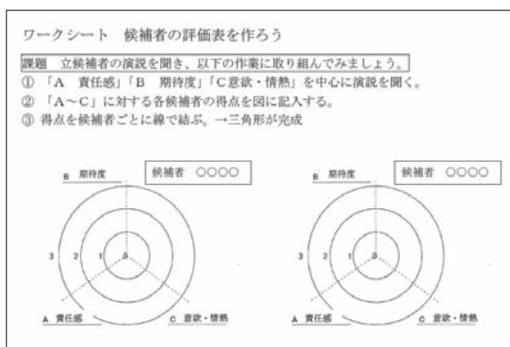
中学校の取組

本市の中学校においては、竹原市明るい選挙推進協議会と連携し、生徒会選挙で、選挙の仕組みや選挙に臨むための心構えなどについて学習した後、立ち会い演説会と投票を行いました。

演説会では、シンキングツール（副教材「私たちが拓く日本の未来」から引用した演説分析シート）を活用し、ポイントを明確にして演説を聞き、メモを取り、誰に投票するのかを総合的に判断できるよう工夫しました。



今後も、学校においては、児童生徒が政治や選挙に関する理解を深めるとともに、将来、他の権利を大切にしながら住みよい社会や地域を作っていくために、積極的に政治に参加していける力を育む教育を進めていきます。



▲演説会で使用したシンキングツール

たけはら春の健康相談会 ～すてきな「笑いヨガ」体験～

ぜひ一緒に楽しく「笑いヨガ」をしませんか。「笑う」ことで体と心がすっきりして元気になります。

日時 3月14日（月）

13時～14時（健康相談）

14時～15時（笑いヨガ）

場所 人権センター1階

問い合わせ 人権センター

☎ 22-3726